

1－9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準

避難上又は消火活動上有効な開口部（以下「有効開口部」という。）は、政令第10条、規則第5条の3に基づくものであるが、建築物の形態及び開口部の形状等により、次の判断基準に基づき開口部の算定可否及び面積算定を行うものとする。

- 1 建築物の形態等による有効開口部算定の判断基準
有効開口部として算定することができる部分は、別記1によること。
- 2 開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積の判断基準
有効開口部として算定することができる部分は、扉、窓等を開放することができる部分とし、別記2によること。
ただし、別記3のガラスを使用する開口部については、別記4によることができるものとする。
- 3 開口部の組合せによる有効開口部算定の判断基準
有効開口部として算定することができる部分は、別記5によること。
- 4 大型開口部又は特殊開口部の有効開口部算定の判断基準
有効開口部として算定することができる部分は、別記6によること。
- 5 電気錠（電氣的に施解錠ができる錠前をいう。以下同じ。）を設置する開口部の有効開口部算定の判断基準
電気錠を設置する開口部で、有効開口部として算定することができる部分は、防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により電気錠を非常時に解錠することができる部分とすること。
ただし、電気錠には自動火災報知設備に準ずる非常電源を附置（電気錠の種類で、通電時は施錠し、非通電時は解錠される「通電時施錠型」を除く。）すること。
- 6 既存防火対象物の取扱いについて
現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物の開口部の取扱いについては、本通知の判断基準を適用して差し支えないものとし、従前の基準で設置済の消防用設備等で本通知の判断基準を適用することにより自主設置となるものについては、引き続き維持管理を行うことが望ましいものであること。
なお、既存防火対象物の取扱いについて疑義等を生じた場合は、予防課長と

協議すること。

7 その他

- (1) 別記3のガラスの種別等については、「消防用設備等の工事計画書」等の関係図書に記載された内容をもって判断すること。

なお、既存防火対象物等で別記3のガラスの種別等が確認できない場合には、関係図書の提出又は硝子厚測定器の活用等により判断すること。

- (2) 開口部の有効開口面積等の計算において、個々の開口部の有効開口面積算定については、小数点第3位を切り捨てた数値とし、床面積の30分の1については、小数点第3位を切り上げた数値とすること。